

令和5年11月24日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第165回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第165回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、WEB会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員がいらっしゃいますので、WEB会議の操作方法についてご案内させていただきます。

カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態のまま）で、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。ご発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いいたします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は20ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1の審議事項でございます。船員に関する特定最低賃金（漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正についてでございますが、専門部会での調査・審議の結果につきまして、事務局よりご説明をいただいた上で、審議をすることといたしたいと存じます。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課労働環境対策室長の前里です。それでは、ご説明申し上げます。資料は資料1、資料1-2、ページでいきますと3ページ、4ページになります。

全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業及び漁業（かつお・まぐろ）の3業種につきましては、本年7月24日に諮問いたしました。そのうち全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業については、前回10月の船員部会にて報告させていただきました。

今般、漁業（かつお・まぐろ）について結論に至りましたので、ご報告申し上げます。資料1-2、ページでいきますと4ページをご覧ください。右側の漁業（かつお・まぐろ）の欄になります。

9月22日に第1回目の最低賃金専門部会を開催いたしました。労使合意には至らず、11月1日開催の第2回目の専門部会において、4,000円アップで労使合意がなされました。その結果、適用する船員に係る最低賃金額について、20万3,300円に改正することが適当との結論に至りました。

この最低賃金専門部会で結論をいただきました改正案につきましては、資料1、3ページのとおりでございます。この最低賃金の適用の時期につきましては、本日ご承認いただいた場合でございますけれども、例年ベースのスケジュール感で申し上げますと、この答申手続及び最低賃金法上の所要の手続を経まして、本年3月頃になろうと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。本日は、ウェブ会議システムとの併用会議でございますので、発言は、私の指名の上で行っていただきます。リモートでご参加の委員におかれましては、発言を希望されるときはカメラ、マイクをオンにして、「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。

また、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、私より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押し、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、再度ボタンを

押してマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 海員組合の遠藤です。よろしくお願いいたします。

今、かつお・まぐろの特定最低賃金の審議ということで、結果については報告ありましたが、少し内容のところで質問させていただきたいんですけども、これは労使合意に至ったのか、それとも公益裁定といった形を取られたのか、その辺、教えていただきたいんですが。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【前里労働環境対策室長】 ご質問ありがとうございます。今回のかつお・まぐろの最低賃金につきましては、労使間の合意ということで結論に至りました。

以上でございます。

【野川部会長】 補足いたしますと、私からできるだけ労使間の合意に至るよう、最大限の努力をいただくように労使双方に要請をいたしまして、それにお答えいただいて、公益委員からの介入なく、労使で自主的に合意をいただいてこの額となり、それをこの審議会の結果としたと、こういうことでございます。ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、「船員に関する特定最低賃金（漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について」につきましては、資料1の案とおりの結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、次の議題に移りたいと存じます。

議題2の審議事項である「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」ですが、前回の部会において諮問のありました案件でございます。

11月7日までとしておりました各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。海事局船員政策課の木坂と申し上げます。

ご質問いただきました、11月7日までとしていました委員からの意見につきましては、特段、委員の皆様からご意見等はございませんでした。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、この前回の部会後も委員からのご意見はなかったということですので、答申の決定についてこの場で確認を行いたいと存じます。

発言は先ほどと同様に、私の指名の上で行います。では、本件につきまして、改正案は2件ございますが、どちらでも結構ですので、ご質問等ございましたらお願いをいたします。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願いします。

今手元の資料の11ページなんですけれども、ちょっと1点、確認という意味で質問させていただきます。

11ページの(3)の特定小型船舶という内容になるんですけれども、この特定小型船舶の横に米印ついておりますけれども、読めば、その内容は分かるんですけれども、これ、過去のいろいろ検索をかけたとかして調べてきたんですけれども、新たに出てきた言葉かなというふうに思っておりますので、この特定小型船舶という名称については新たに出てきた言葉なのかというところを確認の質問です。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。海事局船員政策課の木坂です。

ご指摘いただきました特定小型船舶につきましては、さきの通常国会に法案提出させていただいておりました海上運送法等の一部を改正する法律の中で、今回、特定教育訓練を規定するに当たって、法律の中に盛り込んだ規定、文言でございます。こちらについては、従来、船員法においては総トン数が5トン以上のものですか、そういったものが船員法の適用対象ということで、各種規制等々行っているところでございますけれども、この特定教育訓練については、こちらの米印にも記載させていただいているとおり、総トン数5トン未満のもの、あるいはその湖、川もしくは港のみを航行するもの、そういったものについても特定教育訓練が必要であるといったことで、特別に規定したといったところでございます。そういったところの法律の中で出てきた文言だというふうに思っていたければと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか、これは前回からの持ち越しの案件でございます、今日、確認をできればというふうに思っております。

もし、特になければ、「国土交通大臣から諮問第440号（船員法施行規則の一部を改正する省令案について）をもって諮問された件については、適当である。」との結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、次の議題に移ります。

議題3の審議事項でございます「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、部会関係者以外の方は、会場及びWEB会議からご退出をお願いいたします。

非公開の審議となりますので、関係者以外の方全員が退出しないと、議事が始められないため、スムーズな退出にご協力をお願いいたします。

（非公開・関係者以外退席）

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、「別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することは適当である。」という結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしく申し上げます。

ちょっと1点、前回、海事局関係の予算概算要求の概要というところで、さらにいただきました資料を見直していて、1点、質問したいんですけども、お手元に恐らく資料ないかもしれないんですけども、なければ次回でもと思うんですが、3ページの、船員確保・育成対策という(3)の海事人材の確保・育成に関係してくる項目があるんですけども、ここの外航船員のところで、優秀な外国人船員の取込みが必要ということで書かれていますけれども、これは去年のものもどうなっているのかなというので、私のほうで見比べて、

去年も同じ優秀な外国人船員という言葉で書かれておりました。

その前は全然違う、優秀な外国人船員という書き方がされていましたが、ほかのページに細かくもう少し詳細に説明が書かれていたので、理解したところなんですけれども、今回この優秀な外国人船員の取込みが必要というところに絞った形で書かれているので、特にここの部分だけ見ると、この優秀なという書き方が実際どういった趣旨でここ優秀なという記載にしたのか、この辺、分かる範囲で教えていただけたらなというふうに思います。

以上です。

【野川部会長】 いかがでしょうか。事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 海事局船員政策課の木坂です。ご質問いただいた点についてお答えさせていただきます。

この部分については、今現在、我々のほうで取り組んでいる事業として、アジアの船員の養成ということを進めていくといったところの中で、アジア地域の船員教育機関の強化に対する研修というのを実施しているところでございます。そちらのときに実施する中で、特にその日本商船隊の中で従事していただくアジア人船員の方という中で、優れた方をぜひ日本商船隊の中で従事していただきたいと、そういった方々をどんどん育てていくといったところの中で、その強化に対する研修等を実施させていただいているところでございまして、そういったところの中での趣旨として、その優秀なといったところを確保していきたいという意気込み等々も含めて、記載させていただいているといったところでございます。

以上です。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 説明ありがとうございました。

過去の船員の確保・育成対策のところでは、養成といった言葉を使っていたと思うんですけども、今回、ここには養成といった部分がなかなか読み取れる部分がなかったので、今の説明を聞いて養成も入っていると思ったんですけど、ただ、取込みという表現がいいのかどうなのかというのもあるので、やはりここの取込みという表現の仕方に違和感があります。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。何か、事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご意見、ありがとうございます。ご指摘いただいた点も含めて、適切な表現ぶりという部分については、検討させていただきたいと思います。

【野川部会長】 課長、お願いします。

【佐藤船員政策課長】 ありがとうございます。来年度、次回に生かしたいので、もし可能であればもう一言、取込みに代わってどんな感じの言葉がというのが、もし委員の立場であれば。問題意識は分かったんですけども、またちょっと改善をしようと思うんですが、それも少しずれているとなっても、あれかと思imasので。

【野川部会長】 遠藤委員、どうぞ。

【遠藤臨時委員】 やはりそこは、こちらに求められるところじゃなくて、考えていただくところじゃないかなと。じゃないと予算を確保するうえで説明をして、適正な予算化をしていただかないといけないということなので、そこを我々に求められるのもどうかと思います。これは皆さん、聞いておられますので、いまの発言もどうかというところもあるんですけども、その辺はしっかり局内で考えていただけたらと思います。

以上です。

【野川部会長】 課長、お願いします。

【佐藤船員政策課長】 分かりました。もちろん考えるんですけど、それがちょっとまた意向が合わないという意味でなんですけど、結構です。今、この場でというので、基本的にはやっぱりここに優秀というのは、当然、外航日本人船員、この優秀な方というのは確保していく。それにあまり遜色がない、スキルがない、スキル面で負けず劣らずという質がある方という外国人船員も世界的にも取り合いになっている中で、所要数は獲得していくという必要があるであろうという考え方で、それを獲得というか、あるいは取込みその他違う言葉で書くのが、確かにどっちがベターかというのはあるかと思imasので、我々としてはもちろん考えようと思うんですけど、もし委員の立場で言われた立場でもう一言、こういうところがあればという意味でお聞きした次第です。いずれにしても検討いたします。

【野川部会長】 お願いします。

【木上臨時委員】 大日本水産会の木上です。

今のお話で興味深く聞かせていただきましたけども、今やっぱりこれは需給関係の問題だと思うんです。だから、どちらかという取込みというよりはむしろ選んでいただく、外国人の方に日本を選んでいただくという需給関係になっているのではないかなと思imas

すので、そういった観点がちょっと伺えるような趣旨の文面にさせていただくと、多分よりよくなるのではないかなというふうに考えます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。外航船員のこの記事のところ、上を見ますと、外航日本人船員は確保。これは一定数という数の問題がその前に出ておりますので、一定数をそろえるという意味では確保という言葉が確かに適切だと思いますが、優秀な外国人船員の場合には別に数の限定があるわけではないので、そうではなくて、では、どういう適切な言葉が必要かということで取込みというふうなことをお考えになったと思います。

今、両側から、船主の側からも、組合の側からも、何か適切な言葉を考えてくれということでしたので、また、どうぞ労使両方の側から、こんな案はどうかというのがありまして、ぜひ事務局のほうに申し出てくださいますして、それを受けて、事務局のほうで検討すると、みんなが納得できるような方向にいくだろうと思いますので、よろしく願いいたします。では、この件はよろしいでしょうか。

ほかに、特にございますでしょうか。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願いします。

前回の船員部会で、非公開の部分があったかなというふうに思うんですけども、その前は審議事項について、1件、要望といいますか、そういったものも求められまして、前回の非公開で議論されたところかなと、こういうふうに理解しているんですけども、その議題の扱いについて、今後どういった形で実施していくのか、どういう形で進めていくのか、考えがあれば教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

【野川部会長】 よろしいですか。すみません、遠藤委員、それは例えば議論したことについて、通常ですとこれは公開されますよね、議事録がね。それに対して非公開である部分については、その記録を担保するのはどうしたらいいかとかそういうことですか、それとも別の話ですか。

【遠藤臨時委員】 議題として扱っていくものが何なのか、そういったところを前回では一つもこういった形で進めていきますとか、今後のこういう形でここは扱っていきますとか、そういった議題の扱いについて審議していく内容をどうしていくのかという質問です。

【野川部会長】 非公開ということにしたということについて、どういうふう実際に

検討していくのかということですね。事務局、いかがでしょうか、課長、お願いします。

【佐藤船員政策課長】 ありがとうございます。前回、率直な意見交換ということで、非公開のテーブルといいますか、状況、言ってみれば非公開のバスケットの中でいろいろとご意見をいただきまして、それを今度オープンな場にのせることになりますので、そこからはオープン扱いになりますので、オープン扱いに、俎上にのせられるという整理ができたものについて言及ができるということになると考えていますので、そういう意味では、非公開のバスケットでご議論いただいた、非常にご意見として示唆のあるものも、示唆といえますか、私どももそう考えさせていただく内容はあったんですけど、今それを全部網羅的にこのオープンのテーブルにのせるというのはプロセスとして難しい部分があるんですが、前回も全くというようなお言葉が少しあったかもしれないですけど、やや一つの断片といいますかで申し上げたのは、その後、たしか部会長もおっしゃっていたかと思うんですけども、国際条約とかとの、たしか一番最初にご発言のトリガーといえますか、端緒は委員のほうからだったと思うんですけど、こういう過去整理されている中で、国際条約ですとか国際会議の動向というのは報告事項として審議する内容になっているから、最近そういうのもあんまりないからそういうのをやるのは大事じゃないかというのに対して、近々私からも例えば一つですけど、ここからは私の頭の中ではちょっと丁寧に、慎重ではないですけど、丁寧にご発言していますのは繰り返しですけど、非公開から公開のところに、ある意味モードチェンジをする部分になりますので、かつ整理がしっかりできる、審議していただくという形も整うということをごさしまして、報告の場合もございまして、ここの議事とさせていただきますということで、国際会議ですとか国際の条約あるいはルールみたいなもののご報告というのを近々、そしたら、部会長もそういうのも大事で、場合によっては別の協議体というのをつくるというのも考える必要があるということがあったと思いますので、そういうものを近々、それだけではないんですけども、すみません、それ以外もあって、その他等という部分は繰り返して恐縮なんですけども、非公開のバスケットから公開に今しゃべりますとのることになりますので、そういうのを1つでも2つでも、あまり遅くならずつくっていかうと思っているところでございます。一例としては、そういう国際会議、IMOとかの動向というのを議事として、近々にできないかなと思っているところでございます。

以上です。

【野川部会長】 ちょっと、私、補足させていただきますと、この船員部会で扱う内容、

事項というのはほぼ決まっているわけです。ですから、船員部会で、この船員に関係しないことを急に議題にするということとはできない、これは審議会でございますので。ただ、完全に、船員部会の審議事項や取扱事項と明記されていない、あるいはそのようにできなくとも、関連するものの中には、改めてその船員部会できちんと議論することがふさわしいんじゃないかと思われるものも出てくるわけです。グレーゾーンも出てくる。

そういうものについては、いきなりこの機会で開催で正式な議題というふうを設定するというにはなかなかなじまないもので、まず、非公開という形で、それでもきちんとしたこの審議会の中で議論いただいて、その内容に応じて、事務局のほうでご意見を整理して、どういう形でなら非公開ではあれ、この船員部会で、あるいはほかの場を設定してきちんとした議論をしていくのかを見ていくと、こういうような趣旨だと私は理解しております。その理解の上でもこの非公開にするということは私も決定する側におりますので、そのような形で理解した上で、非公開を決めたというふうなことでございます。齋藤委員。

【齋藤臨時委員】 本件については、7月開催の船員部会で佐藤課長のほうからその他のところで説明された、この船員部会の審議事項の在り方というところのお話だったと思いますけど、今、佐藤課長のほうからお話があったこの国際条約の動向等の報告というところについては、第1回の船員部会の審議事項とする確認でその国際条約の動向等の結果報告も審議事項の中に入るということで、これは海事局のほうからの提案で、それを第1回船員部会で承認しているというところでございますので、新たに前回の意見交換を経て、新たに盛り込まれる項目では決してございませんので、その第1回で承認した審議事項の内容に基づいて、行っていただきたいと思っておりますので、そこはちょっと誤解があったらいいけませんので、発言させていただきます。

以上です。

【野川部会長】 その辺、何かございますか。お願いします。

【佐藤船員政策課長】 今の点は基本的にはそのとおりだと、もとよりそう認識しているところでございます。報告事項として議事になると思っているところでございます。

【野川部会長】 遠藤委員、どうぞ。

【遠藤臨時委員】 やっぱりちょっと確認したいのは、その審議事項として議題を求められてこの部分についてはこういう扱いますとか、そういったアンサーといいますか、考え方が一つも示されていないので、どういった形で今後進めていくんだらうかというところがやはり私たち一番知りたいところなんです。今、出したはいいいけれども、その出

したところについて何もフィードバックがないという形なので、一体、考えて出した議題はどう扱われるのか、募集された部分に対応し得るであろうという議題をやはりこちらから出しているわけですから、それについては、やっぱり何かしらの考え方を示していただいて、この部分については今後こういう形でやっていくんだというものを一つ方針を出していただきたいと、こういうことなのでよろしくお願ひしたいというふうに思いますけれども、その辺どうですか。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【佐藤船員政策課長】 一つは先ほど言いました、この場というよりは、コミュニケーションをどう我々としてお返しをしていくかというのはそのとおりだと思うんですけども、一つはやはり非公式の場でいただいたものをどう公式のところに入れていけるかという部分は多分順次になるかなと思いますのと、あといただいた中でこの議事に立てるというのは、特にこの船員部会の公式が原則の場ということになりますので、議事の最終的な決定というのは事務局も当然案といたしますか、素案、上申案はつくりますけれども、委員の方のご理解と部会長の当然ご判断にもなりますので、そういう観点で申しますと、労働者委員の方へいただいたものについて、ほかの公益委員の方、それから使用者委員の方との関係で正式な議題に、オープン、オフィシャルな場に立てられるかという、その状況が整うかというのを順次やっていくということになると思います。

全くというお話ですけど、一つ、これもそういう意味では、私、今言っておきながらそのプロセスが取れていなくてちょっとメンションしちゃっていますけれども、国際条約と、狭い意味で条約だけじゃないですけども、国際会議の動向というのはまず一つ、そういうのはそう遅くならないうちに報告事項として、内容によってその報告という形ですけど、審議をいただくという部分も出てくるかと思うんですけど、そういうのが立てていけるんじゃないかなと思いますし、あとそれ以外のものというのも、コミュニケーションをさせていただこうとは当然思っていますが、ここでいきなりこのオープンなレコードといたしますか、記録になる部分というよりは、先ほど関連のことを部会長もおっしゃられたかと思うんですけども、プロセスを踏むルートといたしますか、その場というロケーションとこのことを考えてやっていくことになるかなと思っけていまして、あとは、労使プラス公の3者で整って議題になるというところも整えていかなきゃいけないかなと思っけているところでございます。

以上です。

【野川部会長】　　ちょっと私、補足しますけれども、まず、最初の齋藤委員のおっしゃったこと、国際条約等について報告をするということは、最初からこの船員部会の議題であった、それはそのとおりなんです。ただ、そこで明確に意識されているのは、例えば私も幾つかの国際条約、関わりましたけれども、そこで我々ももう代表として行っているわけですね。そこで例えばこういう条約が採択されましたとか、採択会議に出てこんなふうな議論もありましたとか、そういうことについては確かに報告します。

ただ、そういうこととは離れて、一般的にこの海や船員をめぐる国際条約についてどんな動向かとか、あるいはこれが今後どうなっていくかというようなことについて、この船員部会でどう扱うかということについてはいろいろな考え方があつた。その中で重要と思われるものについては、例えばまず非公開にして検討して、そこでこれはちゃんとした場を設けて、十分な公労使で検討したほうがいいとか、あるいは勉強会という形がいいということであれば場を設けると、そういうようなことで、決して国際条約に関する事全体が初めから管轄外というふうには申し上げておりません。それが一つです。

それから2点目の、遠藤委員のご質問に関しては、いろいろとこういう議題があるのではないかとことを公労使からいただくことになる。それに対して例えば労働側からいただいた議題案について、こういうふうにします。例えば扱いますとか扱いませんとかということをやっていくと、それが固定化されたシステムになってしまって、むしろそのいただいたもの、例えば労働側からこういうふうな議題いただいた。似たようなことについて公益からこういう議題をいただいたということは十分あるわけですから、それを練って、どういふように実際のこの船員部会の場で、報告事項なり、議事として出すかということ、事務局から報告いただいた私のほうで決定すると、そういうことになっております。

だから、問題は信頼関係といいますか、ちゃんとこういうことを話し合つてほしいというふうな要望があつたことについて無視するとか、何もそれに対してまるでなかつたかのような扱いを受けるとか、それはやはりまずいと思うんです。ですから、その点についてはきちつと事務局のほうで受け止めていただいて、例えばああいう議題案を出したんですけど、どうなつたんですかとかということ、案に対してきちつと答えるとか、あるいは何らかのやっぱ事務局からこういう案をいただきまして、こういうふうに検討していますと、船員部会でどうするかということは最終的に部会長は決定しますが、ちゃんとそれについて部会長にもきちつとこういう案が出ているということ、例えば言っていますとか、そんな形できちつとレスをしていただくように、私からもお願いをしたいというふうな思

っております。よろしいでしょうか。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 やはり出した議題の中には長期的に考えて、実際、船員行政をやっ
ていけないといけない、長期で対応する部分もありますし、短期で即座にやっ
ていただきたいこと、これらを含めて出しておりますので、その辺はできるだけスピーディーに対応
していただいて、やっぱり待たなしの船員行政もあるわけですから、そういったところ
にやっぱり生かしていただくためにこの場で議論をしていくということだと思っ
ているので、その辺はしっかり対応して何かしらの方向性というか、こういったものは即座にや
らないといけない、だからこういうふうな扱いをすとか、そういったことをしっかりとや
っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

【野川部会長】 ご要望、ご意見としてきちんと受け止めて、テイクノートしておきま
す。よろしいでしょうか。

一般的にお願いしたいのは、十分に公労使の全ての方、労側だけからではなくて、活発
にこんなことで船員部会に関心を持っていただいて、船主の側からもこんなことを話し合
っていただけたらいいというようなこともどんどん出していただいて、それをきちんと
我々のほうで受け止めて、事務局と私のほうで受け止めて、扱いについて検討していつて、
実際に船員部会ではどうなるかということは、全てのご要望にお答えする形での対応は、
いろんな事情でできかねますが、ただ、そのときに、その後、ああいう形で船員部会行わ
れて、例えば出されたご要望について、完全に議題としては出しませんでしたけれども、
それにはこういうような事情とか背景がありましたみたいなことを少し、もちろん内部事
情があるので全部は申し上げられないとしても、レスポンスという形で対応していただく
ということをしていただき、その中には、ご要望いただいたものについてこういう形で船
員部会で報告事項なり、議題になりましたというふうにもなると思いますので、というこ
とを一般的にお願いしたいというふうに思います。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 船員派遣事業の許可の部分については、諮問を船員部会のほうでや
っているんで、船員派遣事業等フォローアップ会議の内容はやはり報告していただきたい
というふうに考えています。それに併せて、知床の遊覧船の事故の検討委員会があったか
というふうに思うんですけども、この部分、船員の資質に関係するところは、船員部会
の中で審議事項として出てきておりましたので、これは10月の12日ですか、フォロー
アップ委員会、どうやらやられているので、その関連してくるところの報告はやはりそれ
も併せてやっていただけたらというふうに思っています。

以上です。

【野川部会長】 ご要望としては受け止めたいと思います。よろしいでしょうか、ほかにごございますでしょうか。

それでは、なければ事務局にお返しいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第165回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —